

気象警報・避難情報発令時の対応について

① 「臨時休業」となる場合

★倉敷市に「暴風警報」又は「特別警報」が発令されている

★倉敷市の「警戒レベル4(避難指示)」が発令されている

午前6時の時点で「暴風警報」又は「特別警報」が発令されている場合は、生徒は「臨時休業」といたします。

午前6時の時点で倉敷市の「警戒レベル4(避難指示)」が発令されている場合は、生徒は「臨時休業」といたします。

※午前6時の時点で発令されていないが、始業前までに発令された場合も、「臨時休業」とし、すでに登校している場合は、下の③の「在校中」に準じて「速やかに下校」となります。

② 「大雨警報」や「洪水警報」(暴風警報は発表されていない) 「警戒レベル3(高齢者等避難)」の発令は、原則登校となります。

※ 安全面に十分注意して、登校させてください。

★ 保護者の判断により登校を控える場合は、その旨を中学校に連絡してください。その場合は欠席扱いとはなりません。

※ 特に、在住地で「警戒レベル3(高齢者等避難)」発令された場合は、必要に応じて避難準備をしたり、危険を感じたら自主的な避難をしたりしてください。

③ 在校中に「暴風警報」、「特別警報」、「警戒レベル4(避難指示)」が発令された場合は、教育活動を中止し、安全を確保した後、なるべく早めに下校させます。その際には「保護者連絡帳」でお知らせします。

※状況の変化に伴い、必要に応じて「保護者連絡帳」でお知らせしますので、登録されていない方は、登録をお願いします。

④ 防災情報を入手してください。

「倉敷防災ポータル」・「倉敷市ホームページ」・「岡山防災ポータル」・「おかやま防災情報メール」・「緊急告知FMラジオ(こくっち)」・「災害情報共有システムLアラート(NHKデジタル放送)」・「有線放送」・「放送塔(屋外拡声塔)」・「広報車」等を活用し、適切な情報を入手してください。